

公益社団法人小田原青色申告会  
第5期事業計画書

(平成29年度)

自：平成29年4月1日

至：平成30年3月31日

## I 基本方針

本年度当会は、将来の安定経営を維持するために策定した「中期3ヵ年経営計画」の最終年（3年目）を迎えます。本計画における最重要課題である会勢拡大はもとより、昨年の支部活動検討会の答申書を協議した上で改革に着手する等、各般の当面の課題に会員や関係者の理解と協力を得つつ、役職員一丸となって取り組み、会運営基盤の強化を目指して参ります。

また、急速に進展する少子高齢社会及びIT化の中で、著しい変化が予測される税務や社会保障関連等の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、各種公益目的事業に積極的に取り組んで参ります。

さて、政府の経済見通しによる平成29年度の我が国経済は、アベノミクスによる「一億総活躍社会」の実現に向け、新三本の矢（注①）により、戦後最大の名目GDP600兆円の目標に向け、地方創生・国土強靱・女性の活躍等のあらゆる政策を総動員してその実現を目指しております。

こうした政策により景気の下支えを行うことで、雇用・所得環境が引き続き改善され、デフレ脱却を確実なものにしつつ、経済の好循環がさらに進展する中に、堅調な民需に支えられた景気回復が、徐々に実現していくものと予測していることから、国内総生産の実質成長率は1.5%、名目成長率は2.5%程度に上昇するものと見込んでおります。

昨今の日本経済はアベノミクス効果やオリンピック特需等により、大企業を中心に景気が回復基調にあると言われておりますが、イギリスのEU離脱、中国経済の低迷さらには、アメリカの新政権の見極めが難しいことなどから、今後の動向は予断を許せない状況となっております。

そうした中、小規模零細事業者の事業環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境を踏まえ、これまで以上に、会員をはじめとする個人事業者等の「経営支援」の充実を図るべく、「小規模企業振興基本法」に基づ

く各種制度の周知を進めるとともに、新たな取り組みとして、本会主催による経営セミナーを企画実施する等、積極的に個人事業者への経営支援を行って参ります。

加えて、当会主催の起業セミナーや行政機関等が主催する起業スクールなどの経営関連情報を、会機関紙及びホームページ等で適宜周知いたします。

また従来に増して、より質の高い納税者サービスに努めるため、税務・経営・接客等の職員研修の充実を図って参ります。

さらに新たに、平成28年分の確定申告書からマイナンバーの記載が義務化されたことから、同制度の定着に向け地域への情報提供を図るとともに、改正税法や年金制度改革等の情報提供にも努めて参ります。

また、当会の資産の保全に向け、神奈川県所有地の取得とともに資金等の安全かつ効率的な運用法に関し、金利動向の推移を注視し慎重に検討を重ねて参ります。

なお、「公益社団法人」として第5期目を迎えた当会は、自立的運営を基本とし、さらなる公益の増進に寄与するために関係法令をはじめ、定款・諸規程等を遵守した上で、会の目的に即した事業を積極的に展開し、従来に増して適正で公平な申告納税制度の推進と納税道義の高揚等に努め、公益目的事業等の充実を図り、以って国政の健全な運営並びに地域社会の発展に貢献して参ります。

主要事業につきましては、次のとおりです。

- (注①) 新三本の矢 1. 希望を生み出す強い経済 (GDP 600兆円)
2. 夢をつむぐ子育て支援 (出世率1.8人)
  3. 安心につながる社会保障 (介護離職0)

## II 事業計画

### 1 租税関連事業 (公益1事業)

#### (1) 記帳支援

平成26年1月から、全ての白色申告者に記帳や帳簿等の保存が義務づけられたことから、実務的な記帳を早期に習得できるよう、税務署や関係団体と連携を図り「記帳個別指導会」等を適宜開催するとともに、青色申告制度の普及推進に力を注いで参ります。

また、国税局委託の「記帳指導」を始め、随時開催の「記帳指導会」及び担当・予約制の「記帳処理」等の記帳支援事業 (公益目的事業) を積極的に周知展開することで、納税者自らが早期に記帳 (自計) できるよう指導に努

めて参ります。

さらに、新規入会者対象向けの「記帳指導会」を開催し、早期に会員の記帳水準の向上を図るとともに、会の利用促進に努めることで退会防止にも繋げて参ります。

## (2) 決算・申告指導

当会の中核事業である記帳から決算・申告指導までの一連の指導事業は、国民の三大義務の一つである「納税の義務」を確実に維持し、我が国の申告納税制度の土台を支える、極めて重要な使命を持った公益目的事業として位置づけております。その意味からも、税務当局の協力を仰ぐとともに連携協調を深めて、適正な「自主申告」の維持普及のため、関係法令を遵守した上で事業を展開して参ります。

加えて、確定申告指導会場の運営にあたりましては、引き続き税理士会のご理解とご協力を頂き、税理士の職能と青色申告会の機能を活かした税務支援により納税者の利便性に資するとともに、正確かつ親切丁寧な応接により地域に貢献して参ります。

また、平成28年度分の確定申告書からマイナンバーの記載が義務化されたことから、個人番号及び特定個人情報取扱規程等を遵守した上で、税務署をはじめ関係行政機関と連携を図り、本制度の利用を推進し、適正申告・期限内納税の促進を目指します。

なお、当会の確定申告指導事業につきましては、会員の会費を財源に会館1階では記帳処理利用者を、3階におきましては会員・非会員を対象にサービスを提供しております。この中で、近年急速に進むIT化の進展により電子申告や国税局ホームページの活用が進み、確定申告書(提出用)の納税者による手書きが不要となるなど、顧客サービスが大幅に向上する反面、パソコン及びプリンタ等の電子機器及びその消耗品の費用が著しく増加していることから、当会の確定申告指導事業運営費の財源を、安定的に確保していくことが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、安定的かつ持続的に確定申告指導会場を運営して行くため、正会員以外の利用者等に、若干の負担をいただくなどの方策を検討して参ります。

また、会財政の安定を維持するとともに、確定申告指導会場の待ち時間の短縮に向け、非常勤職員の増員を図るとともに、指導時間を多く要する決算書の作成指導に当たり「決算書取り纏めコーナー」を設営し、決算書の作成レベル評価を行うことで、今後の会場運営の効率化に努めて参ります。加えて、確定申告終了直後に、決算書作成が不慣れな方を対象に「決算書作成指導会」を開催し納税者の作成レベルの引上げを図り、以って自主申告の一層の推進に努めて参ります。

### (3) 税のセミナー等

所得税等の税制改正の動向を注視した上で、会員を始め地域住民に対し改正内容をわかり易く解説し、加えて、国会で年金制度改革法案が可決成立したことから、タイムリーな時期に「身近な税金セミナー」を開催し、税と社会保障の情報提供に努めて参ります。

さらに、厳しい経営環境の中、経営基盤の弱い小規模零細事業者等の経営支援を行うべく、個人事業所得者及び不動産所得者のニーズを把握した上で、経営セミナー等の企画開催を積極的に推進して参ります。

なお、毎年開催している「複式簿記講座」につきましては、税理士会の協力を得て年2回（春季・秋季）の講座を開催し、記帳支援事業利用者を含めた事業者自らが記帳できるよう、活用を促して参ります。

### (4) 創業セミナー

明確な創業スケジュールはないものの、近く開業を検討或いは将来に創業の夢を持つ開業予定者に、開業にあたって必要不可欠とされる「事業計画の作成」「融資の受け方」等の基礎知識を、それぞれの分野の専門家が、短時間（2時間程度）で、指導・助言するとともに関連情報の提供を行うセミナーを開催いたします。

なお、創業を目前にしている方に対しては、行政機関等が、深度のある内容を数日間で開催する「起業スクール」等の開催情報を行政等とリンクして提供するなど、それぞれの熟度に応じたセミナーの特徴を活かすことによって、創業予定者の支援に努めて参ります。

### (5) 青色申告・小学生の税の書道展（第36回）

小学生を対象に、書道を通じ税の重要性を学んで頂くための啓発事業として定着している「税の書道展」は、当会の代表的な公益目的事業として、多くの出品作品が寄せられ、親子二世代にわたり出品したというような微笑ましい声も聞かれるなど、地域に浸透し回数を重ねて参りました。

なお、昨年度、小田原市民会館の施設使用に制限が生じたことから、作品展示を特選から銅賞までとし、併せて表彰式を1部制にするなどの運営改善を図り開催いたしました。

今後の事業継続につきましては、本事業の主要な財源となっている事業所からの協賛広告料が減少傾向にあることから、「青色十色」の特集号において管内全校の全児童に対し、書道展の入賞状況とともに協賛事業所の周知を図ることで、協賛金の財源の確保に努めて参ります。なお、少子化で児童の減少が進み出品数が減ることも考え合わせ、本年度も小田原税務署管内児童の高出品率の維持に努めて参ります。

## (6) 税の感想文コンクール

国税庁の税を考える週間事業の一環として、「税」について馴染みの薄い若い世代の中で、近い将来納税者となる小田原税務署管内の高校生に対し、税務署員等から租税教室を受講した後に、税に関する感想文を広く募集することで、税の役割や重要性の周知に努め納税道義の高揚を図って参ります。

なお、国税局が主催している「税の作文コンクール」との事業の棲み分けが課題となっていることから、事業の見直しを視野に入れ、事業の改善検討に着手して参ります。

## (7) 機関紙「青色十色」の発行等

「青色十色」の発行は、本会の公益目的事業等を広く会員並びに地域住民に周知する上で、極めて重要な役割を担っております。したがって、紙面作りに当たっては、会員の中核をなす個人事業者等の経営アドバイス記事を始め、読者目線で常にタイムリーで質の高い記事が掲載できるよう努めて参ります。

なお、機関紙の発行及び配布にあたりましては、その費用も多額となっていることから、費用対効果を検証した上で、より効果的・効率的な広報を目指していくとともに、発行回数及び配付部数の見直しを含めた広報事業の改善検討を行って参ります。

また、IT化の時代に即し、パソコンからのホームページの閲覧に加え、若年者層に利用率の高いスマートフォン対応のWEBサイトにさらなる改善を加え、事業紹介や起業紹介等を動画で閲覧できるよう改善したホームページを活用し、会を身近に感じて頂くとともに、新たな会員の獲得にも繋げて参ります。

また、街頭広報事業（税の標語入りボールペン配布等）の広報活動全般につきましても、適宜改善に努め実施して参ります。

## 2 地域貢献事業（公益2事業）

### (1) 講演会

秋の講演会は、近年の事業計画に沿い大幅な改善を図り、昨年は、ゴルゴ松本氏（演題／命の授業）に講演いただき、収容500名程度の会場において臨場感ある講話は大盛況を博しました。

このような成功事例を踏まえ、本年度も事業の本質的な目的を見据えた上で、集客が見込まれる講演等に加え、来場しやすい時期や時間帯に配慮した上で、参加見込者数に合致した会場で企画実施して参ります。

## (2) スポーツ振興等助成事業

当会が地域貢献事業の一環として実施している本事業は、本年度で9年目を迎え地域に定着しております。

なお、近年要綱を改正し、助成対象をスポーツ振興団体に加え、商業振興団体にも対象を広げ、商業の振興を通じ地域の活性化にも助成するなどの改善を図って参りましたが、平成29年度は、本事業が10年の節目の年を迎えることから、本事業の目的を再認識した上で、抜本的な改善検討に着手して参ります。

## (3) 事業所紹介サイト「どこどこ」

本事業は、高度情報化社会が到来しても、インターネットの活用が苦手で、強力な広報手段を持たない、小規模な会員事業所等の「商品」や「サービス」を、インターネットを活用し、不特定多数の人々に広くアピールすることを目的とした情報発信サイトとして運営に努めております。このサービスを活用し事業者と消費者との接点を広げることで、会員をはじめとする個人事業者の経営支援とともに、地域の活性化に貢献して参ります。

# 3 共済事業（収益1事業）

## (1) 共済制度の普及

小規模事業者の事業引退後の生活安定を支援することが、会の重要な使命のひとつでもあります。

したがって、退職金の積立を図りながら節税にも繋がる「小規模企業共済制度」及び「中小企業退職金共済制度」の未加入者に対し、積極的に制度の普及促進を図って参ります。

また、会員（加入者）の相互扶助制度「青色ファミリー共済制度」は、制度の役割や特長等を積極的に会員に周知するとともに、その普及に努めて参ります。

## (2) 保険見直し相談会

生命保険制度は、加入者の年齢や家族構成等により、必要とされる保障内容が時の経過とともに変わって参ります。この変化に的確に対応するために、ファイナンシャルプランナーによる個別相談会を定期開催し、個々の会員の皆様の状況に合わせ、様々な角度から保障内容を検証した上で、将来の安心と無駄のない加入に向け適切なアドバイスを行って参ります。

### (3) 生活習慣病検診事業

個人事業者の定期的な診断の機会はずしも十分とは言えない状況にあることから、当会では会員をはじめ多くの方々のかけがえのない「健康という財産」を守るため、多数の検査項目を短時間でしかも廉価な会員価格で受診していただける、生活習慣病検診（年2回春・秋）を継続実施して参ります。

とりわけ、生活習慣の変化や高齢化により、日本人の「がん」「脳卒中」「心臓病」「糖尿病」等の生活習慣病を基因とする死亡率が6割を占めていることから、定期検診を通じ疾病の予防と早期発見に努めることが重要とされており、この検診の必要性を積極的に周知して参ります。

なお、平成29年1月1日より、健康診断を受けた上で、一定の医薬品を購入した場合に「医療費控除の特例」が創設されたことから、この制度周知にも努めて参ります。

## 4 会館賃貸・貸室事業（収益2事業）

「納税者センター青色会館」の2階賃貸スペースは、全区画に入居頂いておりますが、今後は5階貸室スペース（会議室）の積極的な周知に努め、会館の有効活用を図って参ります。

また、青色会館は建設後半世紀を経過しており、平成26年度から大掛りな内装工事をはじめ、屋上の防水工事とともに外壁塗装工事等を施工し、会館を一新いたしました。今後は、長期利用に耐えうる保全対策が必要不可欠となっていることから、過去に策定した建物修繕等長期計画等を参考に、会館の設備の保全を中心に、設備等の検査及び修繕を的確に実施して参ります。

## 5 会員厚生事業（その他1事業）

### (1) 各種無料相談会

会員の幅広い個別相談のニーズにお応えするために、専門家による「法律の相談」「税の相談」「特許・商標等の相談」「年金等の相談」「経営の相談」「不動産の相談」等の各種個別相談会を定期開催し、会員の事業経営の安定と生活支援に努めて参ります。

### (2) 支部

支部活動につきましては、昨年度、支部活動検討会が設置され7回に亘る協議の結果、年末に志村会長へ答申書が提出され、今後の支部活動の改善案を始め実施検討会の設置提案等の具体的内容が示されました。

これを受け本年度は、支部活動の改善実施に向けた協議を行い、支部活動の改革に着手して参ります。

### (3) 青年部会

平成26年11月に発足した青年部会は、「自己研鑽事業」「異業種交流事業」「文化研修事業」「社会貢献事業」の4事業を実施し、その中の「自己研鑽事業」を基幹事業と位置付け、自己事業の発展はもとより、人脈作りや社会貢献に努め、地域を支える次代の経営者の養成を図っております。

この様な事業を通じ、若い経営者を支援することは、地域にとっても当会の将来にとっても、重要な課題であることから、青年部会の考え方にも配慮しつつ本会との連携協調を図るため意見交換会を開催し、意思の疎通を図りつつ、部会運営を積極的に行って参ります。

### (4) エンジョイサービス

記帳処理利用者の親睦交流の場として、僅かな費用で気軽にご参加いただける日帰り旅行とともに、新たな事業の企画実施に努めて参ります。

### (5) 第55回会員研修旅行

本年度の会員研修旅行は「愛媛・高松の日本古来の風景・歴史・文化にふれる旅」と題し、松山城を始め日本三古湯の一つである道後温泉、最後の清流 四万十川（船旅）等の観光スポットを3日間の行程で訪れます。

情緒あふれる名所や旧跡を多く保有する愛媛・高松を巡り、郷土の味覚を堪能いただくとともに、格式の高い老舗温泉旅館のおもてなしを満喫していただくなど、盛り沢山な内容に加え、当会ならではの特別企画を随所に織り交ぜ、5月上旬から850名の参加を目標に実施して参ります。

さらに、日本の風景・歴史的な文化や伝統を見学し体験いただける旅をはじめ、話題性の高い魅力的な旅行を企画実施して参ります。

## 6 組織運営等

### (1) 役員等の改選

本年度は、会の業務執行の決定に参画する「理事」、業務の執行状況を監査する「監事」、また、当会の社員として、総会において重要議案を決議する「代議員」の改選年にあたっていることから、新任役員等に対し適宜研修会を実施して、円滑な会運営を目指して参ります。

### (2) 会運営

当会では、マイナンバー制度の導入に伴い、昨年1月に個人番号及び特定個人情報保護の適正な取扱いに関する基本方針並びに同規程を新設し、行政

の効率化・国民の利便性・公平公正な社会の実現に向け、税・社会保障・災害関連の行政手続に使用されるマイナンバー(12桁の個人番号)を含んだ特定個人情報、関係法令を遵守した上で、様々な安全管理措置を講じ情報漏洩等の防止に努め、会員等の権利・利益を保護することといたしました。

なお、平成28年分の確定申告書から本格的にマイナンバーの活用が始まり、極めて重要な特定個人情報を、納税者からお預かりしていることから、更に管理体制を万全とすることで、会の信頼性の保持に努めて参ります。

また、公益社団法人に移行し4年が経過し、昨年、監督官庁である神奈川県初の立入検査における指摘事項について、的確な事務対応に努めて参ります。さらに、会員を始め地域の納税者のサービス向上に向け、税務(農業所得基礎編)・経営(決算書分析・法人への移行)・接客等(感動接客術)の研修を企画実施することで、職員のさらなる能力の向上を図って参ります。

さらに、当会の資産の保全に向け資金運用規程に基づき、資金等の安全かつ効率的な運用方法を慎重に検討して参ります。

### (3) 神奈川県所有地の取得検討(払い下げ)

現在、確定申告期等の繁忙期に、青色会館の駐車スペース(24台)のみの対応では、車利用の来訪者に支障をきたすことから、近隣の県有地(102坪・14台)を賃借しております。

昨年度末に、神奈川県から県有地払い下げの価格及び契約条件等が示されたことから、土地取得積立資産(5000万円)を主な財源として、この用地を取得した場合の費用対効果・閑散期の活用方針・将来の利用方法・今後の地価動向等を総合的に再検証した上で、慎重に県と協議を進めて参ります。

### (4) 中期3ヵ年経営計画の取組み(平成29年度)

成熟する社会経済の中で急激な人口減少社会を迎え、さらに、少子高齢化・IT化・国際化が進展するなどの経営環境の中にあつて、公益社団法人化した歴史ある当会が、今後も安定的に発展できる仕組み作りが急務とされております。

このような状況を踏まえ、平成27年度に策定された「中期3ヵ年経営計画」の最終年にあたり、この中期経営計画の目標達成に向け、積極的に会勢拡大等の課題に取り組んで参ります。

その他、本会定款3条の目的を達成するため、通年開催している諸事業等についても継続実施して参ります。

以上